

大川広域行政組合介護サービス財政調整基金条例

〔 昭和16年 2月26日 〕
〔 条 例 第 7 号 〕

(設置)

第1条 大川広域行政組合介護サービス事業特別会計（以下「特別会計」という。）の年度間の財源の調整を行い、財政の健全性を確保するため、大川広域行政組合介護サービス財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、特別会計の歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、特別会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 管理者は、介護サービス事業の健全な財政運営に資するため必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。